ふれあいさなだ館 プール棟塔屋軒天・浴室空調ダクト 設備改修工事

図 面 リ ス ト												
Νο	図 面 名	Νο	図 面 名	Νο	図 面 名							
A-1	建築改修工事 特記仕様書	11		21								
A-2	附近見取図・配置図	12		22								
A-3	平面図	13		23								
A-4	立面図(プール棟塔屋)	14		24								
A-5	立面図(浴室棟塔屋)	15		25								
A-6	仮設計画図	16		26								
7		17		27								
8		18		28								
9		19		29								
1 0		20		30								

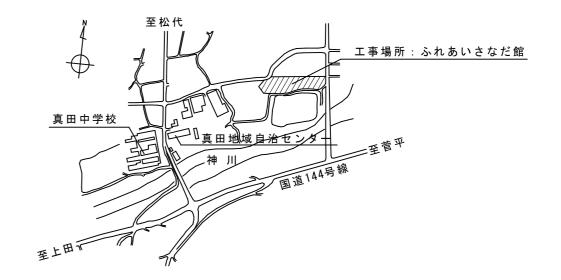
ふれあいさな	だ館改修工事 特記仕様書		調査範囲 ※ 図示 [1.5. 査 既存の設計図書 (・有 ・無) 石綿含有建材の調査報告書 (・有 ・無) 分析調査 ※ 10章解体工事よる ・		3. 騒音・粉塵等の	策 騒音・粉塵等の対策 ※ 防音パネル ・ 防音シート 設置範囲及び高さ	・養生シート	〈2.2.1〉[2.1.3] (① そ の ***		工事現場のイメージアップ (仮図い周辺の美化 ・ 地域住民への情報提供 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
I 工事概要		100 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※ 図示 [1.6.2 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示 [1.6.2		4. 仮設間仕切	※ 図示・ 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所	· 図示 ・	[2. 3. 2]		・ 完成予想回の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 地域住民とのコミューケーション ・ 現境見学会の開催 ・
1. 工事場所 	上田市真田町長	① 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能と同等以上のものを使用する1.4.2 ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を	2]		仮設間仕切りの種別と材質等	# F 12 (@ + ·) :	* # ± ±#+		住民に対する災害防止関係
2. 敷地面積(㎡)	,,m'		受ける。なお、JIS及びJASの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること				っこうボード (※ 9.5 ・ 図示) ・	塗装 充填材 無し ※有り	2) 不具合の確認	現場出入口周辺への誘導員の配備 工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新営に限る)に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに
3. 改修対象建物			(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること			・ B種 ・ 軽量鉄骨 ・ 合格 ※ C種 単管 防炎シ	/- h	片面		報告する。 (施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)
建物別 ふれあいさなだ館	種 別 構 造 階 数 梁間(m) 桁行(m) 建築面積(m) 延面積(m)		(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること			充填材: ※ グラスウール32k (月 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等			③ 産業廃棄物等の 取扱い	(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)する
			(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部			材質 ※ 木製 ・ 図示 ※ 合板張	仕上げ 塗装 り程度・図示 ・無し	・ 充填材 ※ 有り		こと。 (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を集として許可を取得して
			機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 なお、(一社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新				・ 片面	・無し		いる者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可 証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の家内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出
			版) に指定された材料については、堅(1)~(6)に該当するものとする。 また、債者欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の		5. 監督員事務所			[2.4.1]		すること。 (3) しゅんエした時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等
Ⅱ 建築改修工事仕様 1. 共通仕様			承諾を受けた材料とする。				より製造所の指定による) 程度 新程度	11	4.) 環境対策関係	の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。 (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
(1) 図面及び特記仕様	書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書 「版」」(以下、「改修課仕」という。)による。	② 技能士	⑧ 適用する(一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。)・ 適用しない ○ 以下の表による他監督員の指示による	2] 4	↓ 施工数量: 共 3	查 調査範囲 ◆ 外壁改修範囲 ・図示 調査内容			((2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
また、改修標仕に	記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新		通用工事種目 技能検定作業 仮設工事 ・とび作業	ー 壁 改	-	※ひび割れの幅及び長さを壁面にす の有無を調査する。	表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、	、漏水の有無及び錆汁の流出		(3) 汚水、汚濁、土物の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
版)」(以下、「様仕」という。)、及び「建築物解体工事共進仕様書・同報設(最新版)」(以下、「解体共仕」)による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。 2. 特記仕様			防水改修工事 ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業	- î		を調査する。	り仕上げについては浮き部分を表面に表示し	し、また欠損部の形状寸法等	⑤ 安全対策関係	(1) 工事が構造されては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全 教育、研修及び訓練を行うこと。
(1) 項目は、番号に) 印の付いたものを適用する。 印の付いたものを適用する。		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業			※コンクリート表面のはがれ及び! ※塗り仕上げについては、コンク!	はく落部を壁面に表示する。 リートまたはモルタル表面のはがれ及びはく	く落部を壁面に表示する。		(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録する ほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
● 印の付かない場合	Acit、※Dの付いたものを適用する。 けいた場合は、共に適用する。		・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FPP防水工事作業 ・ 左官作業 ・ 内外装板金作業			また、既存塗膜と新規上塗材と(既存部分の破壊を行った場合の補償				(3) 原則として代理人(主任)以外の哲学を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。 日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(3) 特記事項に記載の	[]内表示番号は、改修權性の当該項目、当該図又は当該表を示す。 []内表示記号は、環性の当該項目、当該図又は当該表を示す。		外壁改修工事 ・ 左宮作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業 建具改修工事 ・ 木製建具(手・機械)加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業	=		調査報告書の部数 ・ 2部				(4) 下請者(LKY(危険予知)、TBM(株実内容の打合せ)活動等を実施させ、その記録を整備すると ともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
	()内表示記号は、解体共士の当該項目、当該図又は当該表を示す。		- パラスエ事作業 - 自動ドア施工作業 内装改修工事 - プラスチック系は仕上げ工事作業 - カーペット系は仕上げ工事作業	_	2. 材料	可とう性エポキシ樹脂 品質・性能及び試験方法 ※ JIS		2. 4] [4. 3. 5] [4. 4. 5] [4. 5. 2]		(5) 下旗発者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連 書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
章 項 目	特 記 事 項		・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 銅製下地工事作業			パテ状エポキシ樹脂 品質・性能及び試験方法 ※ JI	IS A 6024による ・			電域などは下しておれることをすることがは、配子、それがないラスとはありること。 (6)上記の(2)~(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び 工事検査の際に提示できるようにすること。
① ① 適用基準等	※ 建架工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 敷地調査共通仕株書 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課		・ 型装作業 ・ 大工工事作業 ・ タイル強り作業 ・ 建装改修工事 ・ 建築塗装作業	_		エポキシ樹脂モルタル 品質・性能及び試験方法 ※ JI	IS A 6024による ・		⑥ 工事検査	施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施する
般	・ 気地の音光地は保管 田工×通告人社目の目げ言格物を管理を ・ 工事写真の撮り方 建築編 国土交通舎大臣官房官庁営籍部監修 ・ 公共木造建築工事標準仕様書 国土交通舎大臣官房官庁営籍部監修		全表の第上中 ・ 建衆生表作来 ・ 型枠施工作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業 ・ とび作業	-		ポリマーセメントモルタル 品質・性能 ※ 建築材料・設備	機材等等品質性能評価による評価名簿記載の	の製品 ・	⑦ 被害届等 ⑧ 施工図等の取扱い	ことがあるので、機套に協力すること。 暴力回開係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を連やかに警察に提出すること。 施工関章の著作権に関わる当旋建物に限る使用権は、発注者に移譲する。
通事	※ 建築改修工事監理指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		コンクリートブロック・ コンクリートブロック工事作業 ALOパネルエ事 ・ エーエルシーパネル工事作業	-		ポリマーセメントスラリー 広がり速度 長さ変化率 引	張接着性 曲げ性能 吸水性	計 耐久性	① 売成図等 (10) 提出物	北京日本の場下作者では、このは、このは、このは、または日本が終うる。 完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。 上記による他、監督員の指示による。
79	※ 建築工事整理指針 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修 ・ 建築構造設計基準 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修		石工事 ・ 石張り作業	-			才齢28日) (材齢28日) (72時間 49N/mm2以上 4.9N/mm2以上 15%以		(1) 提出物	上記による他、監督長の相外による。
	※ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 建設省建設経済局建設業課・ 住宅局建築指導課監修		植栽工事 ・ 造園工事作業 ・ 畳製作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業	-			粘調係数 0.50~1.00			
	長野県建設リサイクル推進指針 建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という)						使用する張付け用モルタルとして、セメント	ト、細骨材、混和剤		
6 - = m/4.14 10 0 M	各基準等は最新年度版を使用する。	13. 施工の検査等	・ 見本施工の実施 ([1.7.3			等を予め工場において所定の割合 性能 ※ 建築材料等品質性能表				
② 上事美領情報の登録 	※ 適用する ・ 適用しない [1.1.4]※ 適用する ・ 適用しない [1.2.0]	14. 化学物質の濃度測	検査機関	9]	1. 石綿含有建材の		異体工事「10-6石綿含有建材の除去等」によっ			
(3) 前貢訂图	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による [1.2.2] ※ 風速 (V _G = 30)		※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質	環境	除却工事	陳玄工法による処理 ※ 10単 解 建材除去後の仕上げ工事 ※ 図示	保体工事「10−6石綿含有建材の除去等」によっ ・	- 6		
	※ 地表面相度区分 (・ I ・ II		※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルペンゼン ※ パラジクロロペンゼン ※ スチレン ・	虚改						
	建築非構造部材の耐風及び耐震設計 耐風圧性能(建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法)		測定個所(室) 計 個別	<u>「</u> 事						
	建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法 外里 屋根等の非構造制材の耐震設計は次による		※ 試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度指針値(厚労省指針)	- _	10-6 1. 石綿	※ 石綿含有建材の事前調査		(1, 4, 1)		
	検討に用いる層間度影角 (※1/100 (Siža) 1/200 (RC道、SRC道) 設計用水平震度 (※1.0 数計用設直震度 (※0.5		ホルム アルデヒド トルエン キシレン エチル パラジクロロ スチレン 債 考 - 0.08ppm 0.07ppm 0.05ppm 0.88ppm 0.04ppm 0.05ppm	_ 解	石 含有分析部		与する設計図書等によりアスベストを含有し で調本 乾秋融昌に報生する			
	※適用する ・適用しない [1.3.3]	① 技術検査		事	含有建材	調査範囲 ・ 賞与資料 (・分析による石綿含有建材の調査	• 図示			
施工条件明示項目	施工順序、工事車両の駐車場所、資機材の保管場所、その他 [1.3.5] ※ 現場説明書による ・ 図示	16. 完成図等	※ 作成する [1.9.1~1.9.3	3]	の除去等	分析対象	クロシドライト、アクチノライト、アンソフ	フィライト、トレモライト		
免生材の処理等	※ 10章 解体工事による - 横外搬出通正処理 - 現場説明書による [1.3.12] また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。		※ 完成図(※ 設計図書で示したもの全て - 改修課仕表1.8.1による - 監督員の指示による) 作成方法 ※ 製本 (※ 見聞きお縮小版 2~3郎(黒表紙金文字数本) 監督員の指示によ ・ 見聞きお版 1郎(ビニール製本)	ō)		 JIS A 1481-2 (建材製品中の 含有の有無を判定するための 				
⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 [1.4.1] 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、		※ CADデータ (※ CD-R (1部) ・) ※ 保全に関する資料(1部)			で 313 A 1481-3 (建村製品中の 定量分析方法) 材料名	のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベ: 定性分析	・人ト含有半のA線回折 定量分析		
	水の(1)から(6)を満たすものとする。 (1) 合版、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板機耐水、MDF、パーティクルボード、	17. 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。	_				・ 箇所数() ・ 箇所数()		
	その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ業材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、 放散が極めて少ないものとする。		分類・規格 撮影箇所数 部数 写真のサイズ(mm) ・カラー写真(観本) 外部() 内部() ※1・※キャピネ版・サービス版	_			• 箇所数()	・ 箇所数 () () () () () () () () () (
	(2) 保温材、振熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ない ものとする。		・パネル(木製枠) 外部() 内部() ※ 1 ・ 240×360以上 ※電子データ 外部() 内部() ※ 2 ・ ※ 428万画素以上 ・ 800万画素以上	-		サンブル数 1箇所あたり3サン 採取箇所 ・ 図示	ンプル			
	30と、900と、900 (3) 接着剤はフタル酸ジーローブチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシルを含有しない難揮急性の可塑剤を 使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させ		****	-						
	ないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルペンゼンを放散させないか、放散が極めて		CD-Rにて提出とする。 撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者							
	(4) 全村はボルストルート・ドルエン、インレン、エデル・ンセンを放散させないが、放散が極めて 少ないものとする。 (5) 上配(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什番等は、	③ 設備工事との取合	い 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。							
	(7) 上記(1)、(3)及び付い起来が付付する状況にして行るれたが表表、書来、美歌石、てい世の社会寺は、 ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (6) 建築材料等は、クロルビリホスを成分として含有せず、施工においても添加しないものとする。	19. 設計GL	※ 図示 ・ 設計GL-現状GL ・ 監督員の指示による							
	の 皮ェヤイマは、フェルと フェルと フェルス としょう でき、 ニュー こが じ しかかし とっぱっな ス・ホルム フェア といき ない まかり という なが 一 なが で かい こう できない たい は かい こう できない こう は かい こう できない こう	2 ① 足場その他	足場を設ける場合、「改修標仕」2.2.1(2)によるほか、設置においては、「手すり先行方法による [2.2.7]	1]						
	版版が性めて少ないものとは成成単が第二性のものといい、原則として「XXXXのものと使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 ■ 規 制 対 象 外		足場の組立て等に関する基準」における2の(2)「手すり据置方式」、又は(3)「手すり先行専用足場方式」に より行うこと。	:						
	① JIS及びJASの F☆☆☆規格品	仮	内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ ローリング足場 ・ 外部足場 ・ 設置する (設置範囲 ※ 図示 ・) ・ 設置しない ・ 脚立による							
	② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品	政 工 事	防護シート等の垂直養生 ・ 防炎シート ・ メッシュシート ・ 材料、撤去材等の運搬方法 [表 2.2.	1]						
	a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用		種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ E種 ・ C種・ 用可能なエレベーター ・ 図示 ・ 現場説明書による ・							
	c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 - **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		D種:利用可能な階段 ・図示 ・現場説明書による ・							
	e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	② 既存部分の養生	養生方法 [2.3.] 既存部分 ※ ビニルシート、合板等・	1]						
	■ 第 三 種 ① J13及びJ45の F☆☆技権品 ② 26年 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *		既存家具・設備等 ※ ピニルシート等(監督職員の承諾) ・ 既存プラインド、カーテン等の処置							
	② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ IDJISのEの規格品		・養生(・ビニルシート等・・) ・施工中取外し保管 工事後復旧							
(3) 特別な材料の工法	④ IBJASのFoo規格品 改修存住及び、標性に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。		ポート (水) (エータスピー 保管場所 (図示							
		ı	事業年度			1	事 業 名	ふれあいさな	 よだ館改修工	事 SCALE NO.
	上田市都市建設部建築課		R-07				図名	+	特記仕様書 1	No Coole A-01

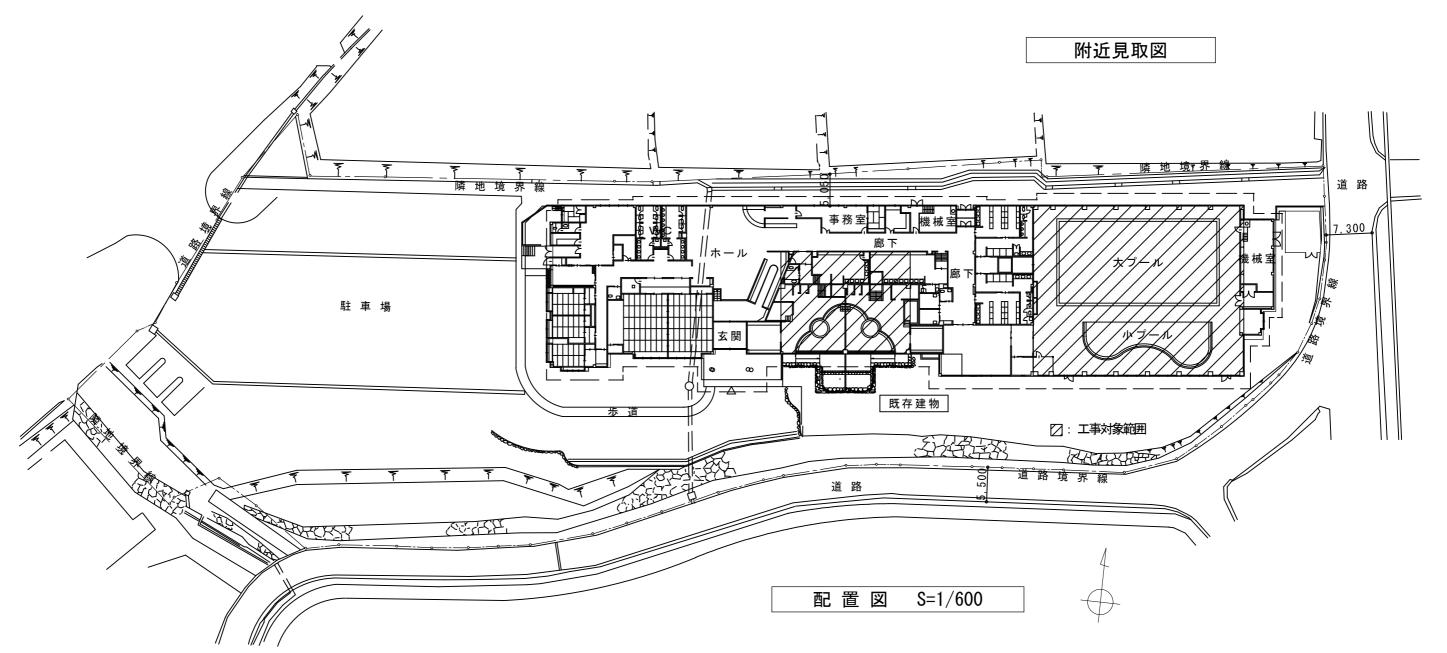
□改修工事の概要

プール棟塔屋軒天改修工事 浴室空調ダクト 設備改修工事 浴室棟外壁改修工事

□注意事項

- ・施設の利用状況より、現場施工期間をR7.11月~R8.2月とする。
- ・工事範囲には仮囲いを設置し、施設利用者が工事範囲内に入れないようにし、工事状況が分かるように掲示板を 設置し表示すること。施設は運営しながらの工事となる為、施設利用者に充分に注意すること。
- ・資材の搬出入は必要に応じ施設管理者、監督員と協議の上行うこと。
- ・各工事に当り、工事個所の状況により施工困難、不具合を生じた場合は、監督員と協議の上適正に施工を行うこと。
- ・工事範囲内は、清掃等日々の管理を徹底し、施設利用者に危険が及ばぬように特に注意すること。
- ・その他、記入なき事項についても必要と思われる事項は監督員と協議をし、工事を行うこと。





NO.

